

京都動物愛護憲章

京都の人々の、動物の命に思いをはせる繊細な心や、他人に迷惑をかけないという美意識の上に立ち、わたしたちは、この憲章に基づいて、様々な立場で動物と関わる中で、例えば、次のようなことに取り組みます。

1. 動物を思いやりましょう。

- 動物の命を尊ぶ心を子どもたちに伝えます。
- 飼い主は、動物の健康や安全に気を配ります。
- 行政は、飼い主の都合でやむなく殺処分される犬や猫をなくすることを目指します。

1. 動物のことを学びましょう。

- 飼い主は、動物の習性や飼ううえでのきまりを学びます。
- 動物取扱事業者は、飼い主に正しい飼い方を伝えます。
- テレビや新聞などは、動物の問題についてわかりやすく伝えます。

1. 動物との正しい関わりを考えましょう。

- 周りに迷惑がかかるような動物への餌やりは行いません。
- 飼っている犬や猫が迷子になって困らないよう、飼い主がわかるマイクロチップなどを付けます。
- 日々の生活や科学の発展のため、人がやむなく動物の命を奪っていることについて考えます。

1. 動物との絆を最後まで大切にしましょう。

- 動物を飼う人は、大切な家族として動物が命を終えるまで共に暮らします。
- 飼い主を失った犬や猫を新たな家族として迎えることを考えます。
- 行政は、飼われている犬や猫の安易な引取りに応じません。

1. 人にも動物にも心地よいまちをつくりましょう。

- 犬の排せつは自宅させます。また、散歩時にやむなくしたふんは必ず持ち帰ります。
- 猫は、室内で飼います。
- 地域のみなさんと協力して、人と猫が共生できる「まちねご活動」に取り組みます。



京都の動物愛護行政の拠点として、全国で初めて府市共同で設置します。
人と動物とが共生できる「おおいのある豊かな社会」の実現に向けて、誰もが利用できる施設として、動物とのふれあい活動を通じた動物愛護に関する各種啓発事業等を実施してまいります。



「京都動物愛護センター（仮称）」（愛称：動物愛ランド・京都）
京（きょう）市（し）中（ちゆう）心（しん）

京都府と京都市では、府市共同による「京都動物愛護センター（仮称）」（愛称：動物愛ランド・京都）の設置（平成27年4月予定）を契機として、「人と動物が共生できるおおいのある豊かな社会」の具体的な姿を示し、様々な人々がそれぞれの立場から動物愛護のあり方について自ら考え、積極的に行動するためのよりどころとなる「京都動物愛護憲章」を制定しました。

今後、この憲章に定める理念の下で、「動物愛ランド・京都」を視点を、「人と動物が共生できるおおいのある豊かな社会」の実現に向けて取り組む推進してまいります。

お問い合わせ先

◆京都府健康福祉部生活衛生課

ホームページ： <http://www.pref.kyoto.jp/info/gyosei/soshiki/soshiki/067/index.html>

TEL：075-414-4763 E-mail： seikatsu@pref.kyoto.lg.jp

◆京都市保健福祉局保健衛生推進室保健医療課事業推進担当

ホームページ： <http://www.city.kyoto.lg.jp/hokenfukushi/page/0000175684.html>

TEL：075-222-4272 E-mail： hokeniryou@city.kyoto.jp





京都動物愛護憲章



(平成26年12月12日制定)

わたくしたちは、ここ京都で、四季のうつろいを感じながら、いきものに関わり、その命を尊ぶがわが国ならではの暮らしのかたちを千年以上の永きにわたってつむいできました。そして、わたくしたちは、さらに進んで、ここ京都を人と動物が共に暮らすうるおいのある豊かなまちにすることを目指します。

わたくしたちと同じようにかけがえのない命を持ち、わたくしたちの身近なところで共に生きている動物との関わりについて、わたくしたち一人ひとりが自ら考え、行動するためにこの憲章を定めます。

わたくしたちは、

1. 動物を思いやりましょう。
1. 動物のことを学びましょう。
1. 動物との正しい関わりを考えましょう。
1. 動物との絆を最後まで大切にしましょう。
1. 人にも動物にも心地よいまちをつくりましょう。